

## 浦安市規則第 5 1 号

### 浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則（平成18年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「個別協議に前に」を「個別協議前に」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 6 条第 2 項第 2 号)

協議を必要とする宅地開発事業等	個別協議担当課	別表第 1 の図書で必要とするもの
すべての宅地開発事業等	総務部情報政策課	1、2、4 及び20から22まで
	都市環境部環境保全課及びごみゼロ課	1 から 5 まで、8、12 及び20から24まで
	都市環境部みどり公園課	1、2、4、5、8、9、12、18 及び19（屋上緑化がある場合は21 及び22を加える。）
	都市整備部都市計画課	1 から30まで
	都市整備部道路管理課	1、2、4 から14まで、17、21及び28
	都市整備部交通安全課	1、2、4、5、8、9、20から22まで及び26
	消防本部予防課	1、2、4、5、8、9、15、17、20から22まで、25及び26

条例第25条から第27条までの規定による防災備蓄倉庫、防災無線通信設備等又は受水槽緊急遮断装置の設置が必要となる宅地開発事業等	総務部防災課	1 から 5 まで、 8、 12 及び 20 から 22 まで
集合住宅又は店舗の新築、改築又は増築を行う宅地開発事業等	総務部防犯課	1、 2、 4、 8 及び 20 から 22 まで
条例第24条の規定による公益施設の用に供する土地の確保が必要となる宅地開発事業等	市民経済部地域ネットワーク課	1、 2 及び 4 から 10 まで
開発行為の許可を要する宅地開発事業等	都市環境部下水道課	1、 2、 4、 5、 8 から 14 まで、 17 及び 20
予定建築物の軒の高さが 9 m 以上又は開発地の面積が 10,000㎡以上の宅地開発事業等	消防本部警防課	1、 2、 4、 8、 9、 15、 20 から 22 まで及び 26

注 別表第 1 の図書で必要とするものの欄に掲げる図書のうち 9 から 13 まで、16、17 及び 27 は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定による開発許可申請をしない場合には、不要とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。